

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料4-2
提出年月日	令和5年2月21日

泊発電所3号炉 今回提出の審査資料に対する記載適正化予定リスト
第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

No.	条文	まとめ資料 ページ番号	比較表 ページ番号	適正化予定内容
1	59条	—	59-24	相違理由欄の誤記を適正化する。 (旧) 泊は59-16に表現を合わせた (新) 泊は59-18に表現を合わせた (旧) 泊は59-17に表現を合わせた (新) 泊は59-19に表現を合わせた (旧) 泊は59-5,59-15に合わせた (新) 泊は59-7,59-19に合わせた
2	59条	—	59-33	青字で識別している電源の状態による書き分け及び排気筒に関する記載については、伊方3号炉と同様の構文であるから、参考として以下の記載を貼り付ける。 【伊方発電所 設置変更許可申請書 (3号炉完本) 令和2年9月現在】 放射性物質の濃度を低減するために使用するアニュラス排気ファン及びアニュラス排気フィルタユニットは、交流動力電源及び直流電源が健全である場合には設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用し、全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合には弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備として系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 放射性物質の濃度を低減するために使用する格納容器排気筒は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。
3	59条	59-20	59-42	青字で識別している電源の状態による書き分け及び排気筒に関する記載については、伊方3号炉と同様の構文であるから、参考として以下の記載を貼り付ける。 また、泊の記載において、「重大事故等」と記載していた箇所を「炉心の著しい損傷」に修正する。 【伊方発電所 設置変更許可申請書 (3号炉完本) 令和2年9月現在】 放射性物質の濃度を低減するために使用する系統（アニュラス排気ファン及びアニュラス排気フィルタユニット）は、交流動力電源及び直流電源が健全である場合には設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用でき、全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合には設計基準対象施設として使用する場合は系統から切替えることなく弁操作等により重大事故等対処設備として使用できる設計とする。アニュラス排気ファンは、中央制御室の操作スイッチで操作が可能な設計とする。 格納容器排気筒は、炉心の著しい損傷が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用できる設計とする。
4	59条	—	59-61	3パラグラフ目の「ディーゼル発電機は、」で始まる文章については、女川の構文を用いているが、それがわかるように、他ページ(59-30)の女川記載を貼り付ける。

No.	条文	まとめ資料 ページ番号	比較表 ページ番号	適正化予定内容
5	59条	—	59-62	<p>青字で識別している電源の状態による書き分け及び排気筒に関する記載については、伊方3号炉と同様の構文であるから、参考として以下の記載を貼り付ける。</p> <p>【伊方発電所 設置変更許可申請書（3号炉完本）令和2年9月現在】 放射性物質の濃度を低減するために使用するアニュラス排気ファン及びアニュラス排気フィルタユニットは、交流動力電源及び直流電源が健全である場合には設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用し、全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合には弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備として系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 放射性物質の濃度を低減するために使用する格納容器排気筒は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>
6	59条	59-33	59-65	<p>青字で識別している電源の状態による書き分け及び排気筒に関する記載については、伊方3号炉と同様の構文であるから、参考として以下の記載を貼り付ける。 また、泊の記載において、「重大事故等」と記載していた箇所を「炉心の著しい損傷」に修正する。</p> <p>【伊方発電所 設置変更許可申請書（3号炉完本）令和2年9月現在】 放射性物質の濃度を低減するために使用する系統（アニュラス排気ファン及びアニュラス排気フィルタユニット）は、交流動力電源及び直流電源が健全である場合には設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用でき、全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合にも設計基準対象施設として使用する場合の系統から切替えることなく弁操作等により重大事故等対処設備として使用できる設計とする。アニュラス排気ファンは、中央制御室の操作スイッチで操作が可能な設計とする。 格納容器排気筒は、炉心の著しい損傷が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用できる設計とする。</p>
7	59条	—	59-補足200	<p>相違理由欄の誤記を適正化する。 （旧）p59-補足-165に再掲し比較している。 （新）p59-補足-167に再掲し比較している。</p>
8	59条	—	59-補足213	<p>PCCVである大飯と鋼製CVである泊の相違について記載しているが、泊の状況が鋼製CVの先行実績である高浜3，4号炉と同様であることを明記していなかったため、相違理由に記載を追加する。</p>
9	59条	—	59-補足223	<p>添付資料2-3「居住性評価に用いる炉心選定の考え方について」については、高浜3，4号炉の審査実績反映として記載しているため、次回提出時に高浜3，4号炉の資料を貼り付け提出する。</p>
10	59条	—	59-補足227	<p>添付資料2-4「核分裂生成物の放出割合について」のうちウラン・プルトニウム混合酸化燃料に係る記載については、高浜3，4号炉の審査実績反映として記載しているため、次回提出時に高浜3，4号炉の資料を貼り付け提出する。</p>
11	59条	—	59-補足238	<p>添付資料2-5「放射性物質の大気放出仮定について」のうち第2-5-3図までに示す箇所については、伊方3号炉の審査実績を活用したものであるため、伊方3号炉まとめ資料の該当箇所を掲載する。</p>
12	59条	—	59-補足259	<p>添付資料2-9「スプレイによるエアロゾルの除去速度の設定について」のうち「3.エアロゾル除去速度の算出」については、伊方3号炉の審査実績を活用したものであるため、伊方3号炉まとめ資料の該当箇所を掲載する。</p>

No.	条文	まとめ資料 ページ番号	比較表 ページ番号	適正化予定内容
13	59条	—	59-補足334	PCCVである大飯と鋼製CVである泊の相違について記載しているが、泊の状況が鋼製CVの先行実績である高浜3, 4号炉と同様であることを明記していなかったため、相違理由に記載を追加する。